

高浜発電所の原子炉設置変更許可について
(使用済燃料輸送容器保管建屋の設置および
使用済樹脂の処理方法の変更計画)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

県としては、高浜発電所の使用済燃料輸送容器保管建屋の設置および使用済樹脂の処理方法の変更計画については、安全協定に基づく了解事項であることから、国の原子炉設置変更許可を踏まえ、今後、高浜町と協議して慎重に対処していく。

記

関西電力株式会社は、高浜発電所の使用済燃料輸送容器保管建屋の設置および使用済樹脂の処理方法の変更計画について、平成14年5月8日、経済産業省に対し、原子炉等規制法に基づき原子炉設置変更許可申請を行っていたが、本日、経済産業省から原子炉設置変更許可を受けた。

〈許可項目〉

- 使用済燃料を発電所外に搬出する際の作業を効率的に行うため*1、使用済燃料輸送容器を一時的に保管するための使用済燃料輸送容器保管建屋を設置する。
- 使用済樹脂*2のうち放射線量が低いものについては、雑固体廃棄物として扱い雑固体焼却設備で焼却により減容する処理方法を追加する。

*1)使用済燃料輸送容器については、現在、高浜3号および4号機の燃料取扱建屋の空きスペースを使用して一時保管しているが、今後、使用済燃料の搬出量が増加すると輸送容器の取扱い基数が増え、専用の保管施設が必要となる。

*2)1次冷却材等の浄化に用いる脱塩塔から発生する使用済樹脂のうち、1,2号機から発生するものは、タンクに貯蔵した後に廃樹脂処理装置で処理し、3,4号機から発生するものについては、そのままタンクに貯蔵している。

(参考)

原子炉設置変更の経緯

- 平成14年2月28日 … 関西電力株式会社は、県および高浜町に安全協定に基づく「事前了解願い」を提出。
- // 5月8日 … 県および高浜町は、国への手続きについて了承。関西電力株式会社は、国に原子炉設置変更許可を申請。
- // 9月5日 … 経済産業大臣から原子力委員会および原子力安全委員会に対して諮問。
- // 11月18日 … 原子力安全委員会より経済産業大臣に対して答申。
- // 11月19日 … 原子力委員会より経済産業大臣に対して答申。
- // 11月29日 … 経済産業省は関西電力株式会社に対し、原子炉設置変更許可。

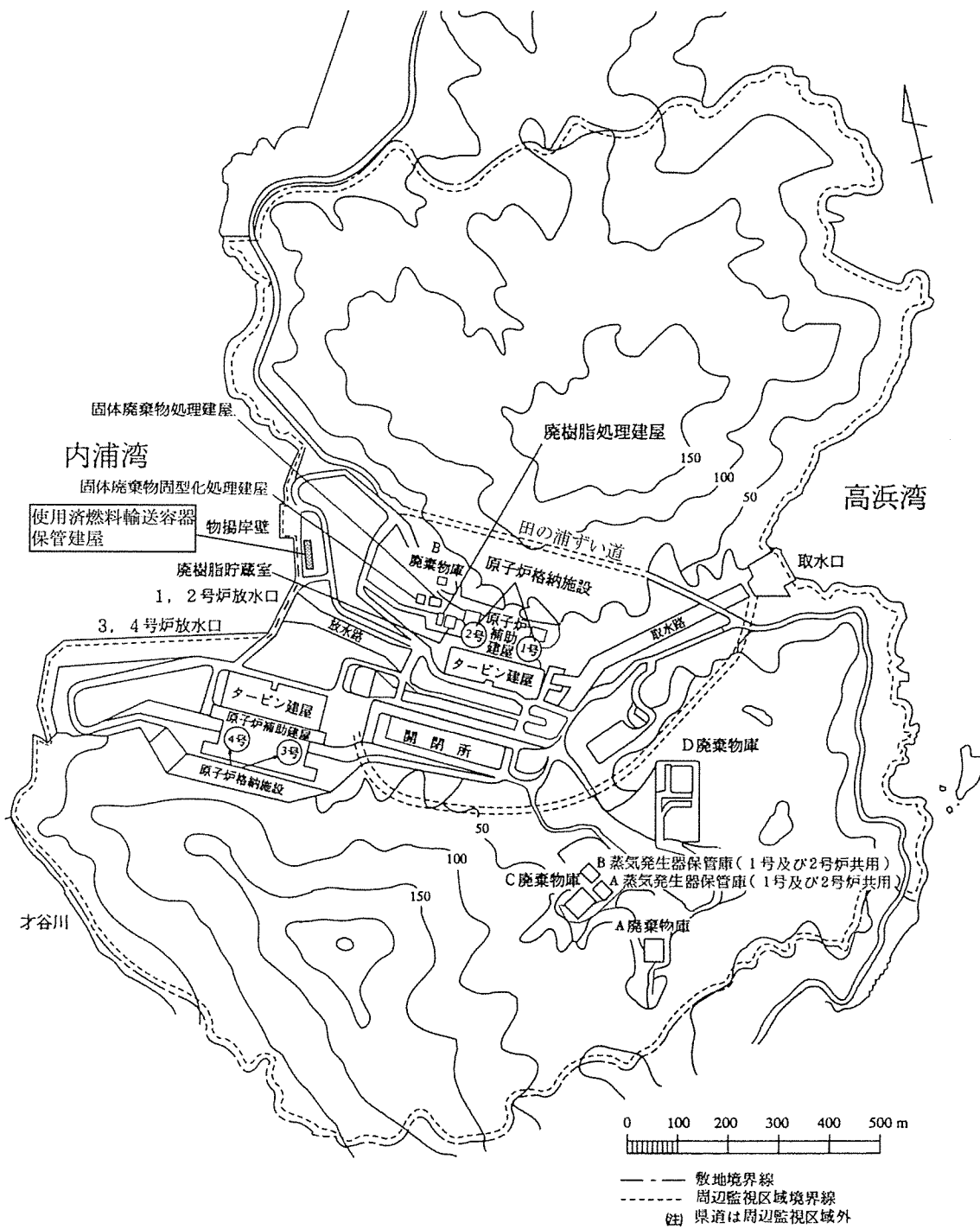
原子炉設置変更許可の概要

1. 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置 (図1～3)

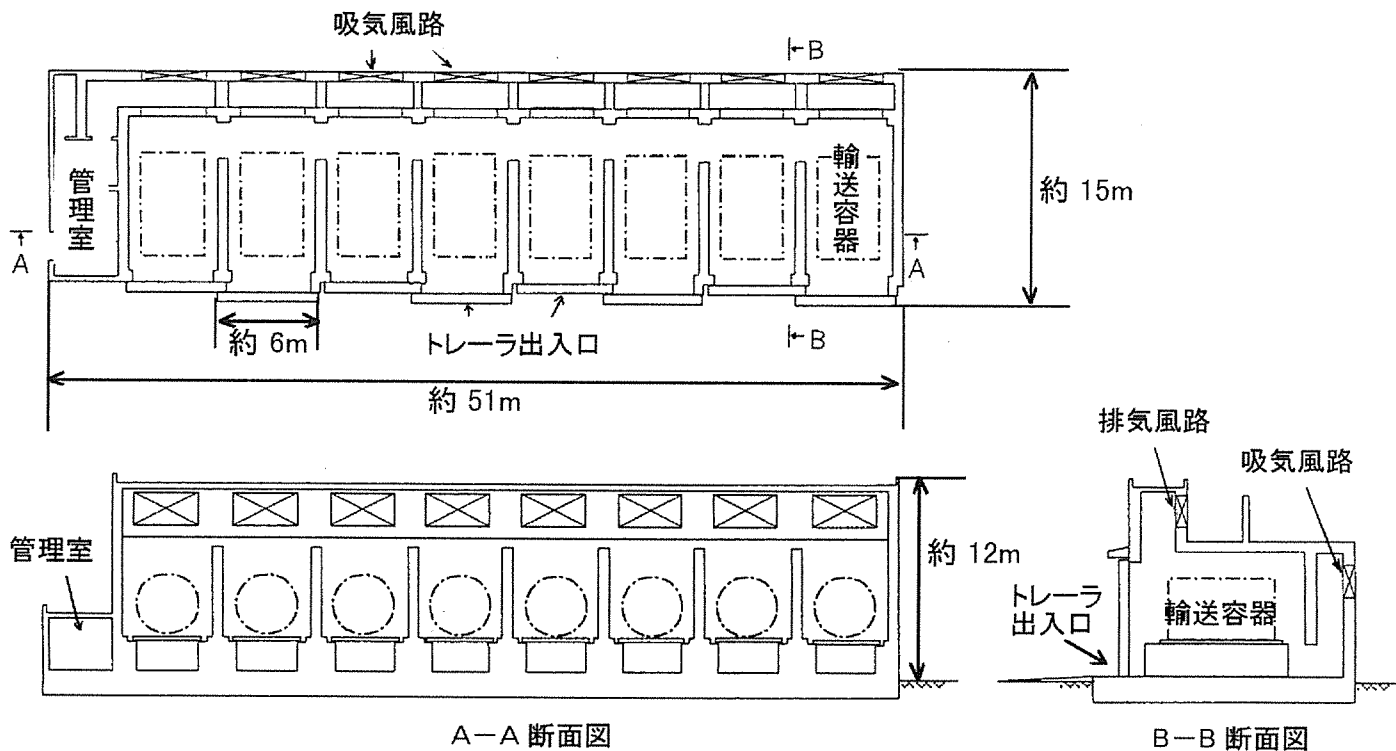
変更内容	使用済燃料輸送容器保管建屋を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料装てん前あるいは装てん後の使用済燃料輸送容器を一時保管する。 ・ 使用済燃料輸送容器を最大8基保管する。
変更理由	使用済燃料輸送容器については、現在、高浜3号および4号機の燃料取扱建屋の空きスペースを使用して一時保管しているが、今後、使用済燃料の搬出量が増加すると、輸送容器の取扱い基数が増える。このため、輸送容器を一時的に保管するための使用済燃料輸送容器保管建屋を新設し、輸送作業が効率的に行えるようにする。
工程	平成15年8月～平成16年12月

2. 使用済樹脂の処理方法の変更 (図4)

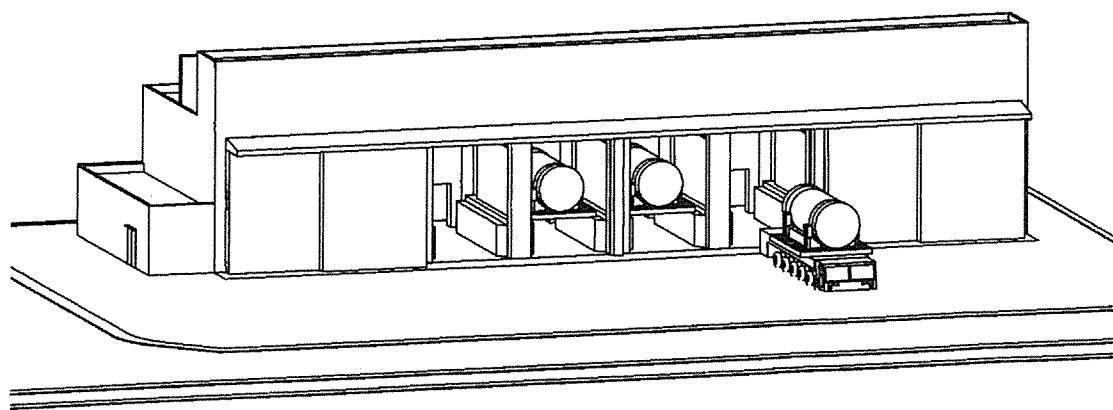
変更内容	1次冷却材等の浄化に用いる脱塩塔から発生する使用済樹脂のうち放射線量が低いものを雑固体廃棄物として雑固体焼却設備で焼却により減容する処理方法を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線量の低い使用済樹脂をドラム缶等の容器に抜き取るための配管等を設置する。
変更理由	現在、1, 2号機で発生する使用済樹脂は、タンク貯蔵した後に廃樹脂処理装置で処理しており、3, 4号機で発生する使用済樹脂については、そのままタンク貯蔵している。これらの使用済樹脂を貯蔵するためのタンクの貯蔵余裕を確保するとともに、使用済樹脂を廃樹脂処理装置で処理することに伴い発生する濃縮廃液の量を低減するため、放射線量の低い使用済樹脂については焼却する。
工程	1, 2号機：平成16年12月～平成17年3月 3, 4号機：平成16年3月～平成16年6月



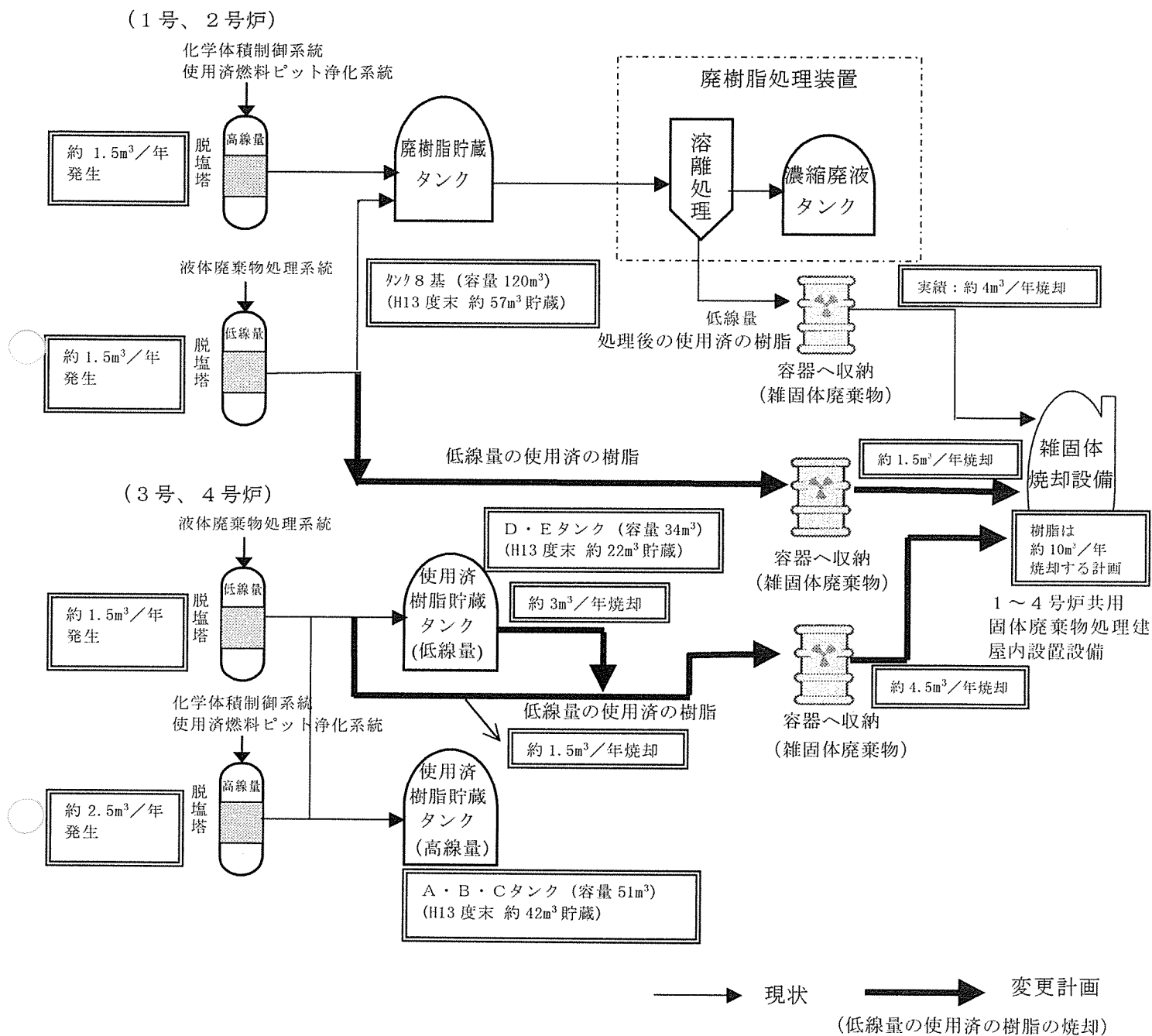
第1図 高浜発電所構内配置図



第2図 使用済燃料輸送容器保管建屋平面図
 (使用する輸送容器の例 NFT-14P:燃料集合体14体収納可能)



第3図 使用済燃料輸送容器保管建屋概要図



第4図 高浜発電所 使用済の樹脂の処理フロー